

1979年9月20日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-15第1神明ビル)
藤田法律事務所内Tel 06-363-2112, 口座大阪48780)

支離滅裂の国側釈明に対し 再度の、そして追加の釈明要求

被告国側は、その準備書面(2) (「訴訟ニュース」今月号まで連載)で、つぎのように居直っていた。すなわち、伊方原発はスリーマイル島原発と、基本的な設計・構造に差があるから、スリーマイル島のような事故は起こり得ない。そして、そうした差違については、すでに安全審査で確認しているので、スリーマイル島事故と本件訴訟は関係ない、と。そして、とくに準備書面の第四の項で、両原発の基本的な違いなるものを、得得とのべ立てていた。

ところが、原告住民側から、「それでは、第四の項にある各事項は、被告国側が明確な定義もしないままですべて使ってきている「基本設計」に該当するののか」と釈明を求められたのに対し、その準備書面(3)で、支離滅裂の答弁を返してきた。すなわち、「加圧器逃し弁に空気作動式のものを使用されていること、加圧器逃し弁に元弁が設けられていること、及び運転員が手動によってECCSの流量を絞ることができないようになっていること」の三点は、「基本設計」に該当しない、と。この三点は、準備書面(2)でも、スリーマイル島原発との、とくに重要な差であるかのように扱われていた。つまり、国側は、これらの三点は、安全審査でも対象としなかった

ほど、主要な差でないことを自ら認め、「伊方原発もスリーマイル島原発も基本的には同じ」という原告住民側の主張に一步譲ったことになる。

この点を確認するために、原告住民側は、9月13日付で準備書面(3)を提出し、つぎのように再釈明を求めた。(9頁に続く)

控訴審第5回公判

9月26日(水)午前10時30分

高松高裁6階法廷

あきればはた国側釈明書に対する再度の求釈明と、スリーマイル島原発と伊方原発との“基本的差異”と国側が称する事項についての追加求釈明とに対し、果して国側はどのように答えるのか。

伊方原発2号炉訴訟第2回公判

10月26日(月)午前10時

9
松山地裁大法廷

スリーマイル島原発事故に関連して、住民の不安と怒りを無視した2号炉許可処分⁹の不当性を、住民自らの手で書き上げた準備書面が陳述される予定。

被控訴人（国側）準備書面（2）

（その3；連載最終）

第四 本件原子炉とTMI事故

本件原子炉においてはTMI事故のような事象は起こらない

TMI二号炉は、本件原子炉と同じく加圧水型原子炉（加圧水型原子炉の構造と発電の仕組みとについては、被控訴人準備書面（一）105～106ページ参照）に属するものであるが、本件原子炉とTMI二号炉とは、前述したように、その基本的な設計、構造等を大きく異にしている。このため、本件原子炉は、以下詳述するとおり、個々の具体的な設計、構造等においてもTMI二号炉とは大きく異なり、更に、その運転管理においても十分な事故防止対策が講じられているので、TMI事故のような事象が起ることは全く考えられない。

一 TMI事故における起回事象について

TMI事故は、前述したところから明らかのように、主給水系による給水が喪失したと補助給水系による給水に失敗したことが重なって二次給水系による蒸気発生器への給水が完全に喪失し、このため二次冷却水による一次冷却系の除熱ができなくなったことに起因している。

1 主給水系について

（一）加圧水型原子炉では、蒸気発生器細管を介して一次冷却水から熱を伝えられた二次冷却水は蒸気となってタービンに導かれ、タービンを回転させた後、復水器において水に戻され、再び蒸気発生器へ導かれる。この

ような二次冷却系内の二次冷却水の循環は、平常運転時には主給水ポンプによって強制的に行われている。

ところで、TMI二号炉や本件原子炉においては、二次冷却水の水質を良好に維持するため、復水器と主給水ポンプとの間に復水脱塩装置を設けている。この装置は脱塩塔と再生塔とからなり、常時二次冷却水を脱塩塔内のイオン交換樹脂を通すことによって二次冷却水中の塩分や微小な塵あいを取り除いている。このイオン交換樹脂は、長期間使用することによってその性能が低下するため、運転中定期的にこれを再生塔に移送して再生操作を行っているが、この両塔間の移送には空気が使用されている。

（二）TMI二号炉では、このイオン交換樹脂の移送の際に用いられている空気と同一系統の空気を使用して、復水脱塩装置の出口に設けられている二次冷却水の流量を調整するための弁の制御をも行っていたものと推測されるが、この空気を送る配管内に復水脱塩装置からの水分が混入したことによって右の弁がすべて閉じ、二次冷却水の流れが止まり、主給水ポンプが停止したものと推測されている。

（三）ところで、本件安全審査においては、本件原子炉の主給水系には、全給水量の五〇

パーセントに相当する容量の主給水ポンプ（電動）が三台設置されており（乙第一号証の二 8-81 ページ）、平常運転時には右ポンプのうち二台の運転でその全給水量を確保し、仮に何らかの原因でそのうちの一台が停止しても予備の一台のポンプが起動する設計となっており、また、二次冷却水の流量調製用の弁を制御するための空気は復水脱塩装置で用いられる空気とは全く別系統から送られる設計となっていること（同 8-132 ページ）をそれぞれ確認しているのであって、右安全審査の内容から判断すれば、本件原子炉においては、TMI 二号炉において起こったと推定されているような復水脱塩装置からの右制御用空気系への水分の混入、更にはこれに起因する主給水ポンプの停止といった事態が起こる可能性は全く存しない。

2 補助給水系について

(一) 補助給水系は、主給水系による蒸気発生器への給水が喪失するような事態が発生した場合に、自動的に作動して、蒸気発生器において一次冷却系の除熱を行い、もって原子炉停止後の炉心の崩壊熱を除去するために設けられているものである。

TMI 二号炉や本件原子炉の補助給水系には、補助給水を蒸気発生器へ送り込むためのポンプとして、電動の補助給水ポンプ二台及びタービン駆動の補助給水ポンプ一台が設けられており、主給水系による給水が喪失しても、右三台のうちのいずれか一台が起動して蒸気発生器へ水を注入することができれば、原子炉停止後の崩壊熱を十分に除去することができるようになってい

そして、この補助給水ポンプの出口側には、補助給水ポンプの機能試験や補修の場合に、

これらを隔離するための弁が設けられている。

(二) TMI 事故においても、主給水系による給水が喪失した際に、電動の補助給水ポンプ二台及びタービン駆動の補助給水ポンプ一台のすべてが設計どおり起動したが、技術仕様書に違反して、補助給水ポンプの出口側の弁のうち蒸気発生器に最も近いもの（電動弁）をすべて閉じたまま運転していたため、補助給水を蒸気発生器へ注入することができなかった（このような結果となったのは、補助給水系の点検に際し、原子炉の運転中であるにもかかわらず閉じ、しかもその点検終了後もこれらを開放しなかったという重大な過誤によるものである。）

(三) ところで、本件安全審査においては、本件原子炉には、主給水系による給水が喪失した場合に備えて、いずれの一台によっても炉心の崩壊熱を除去するには十分な容量を有する三台のポンプから構成される補助給水系が設けられ、なおかつ、右三台のうち二台は外部電源が喪失した場合に備えて非常用電源をもその電源としており、残る一台については蒸気発生器で発生した蒸気の一部を取り出して駆動（タービン駆動）させるようになっているので、たとえ主給水が喪失したとしても補助給水系によって十分給水が確保されることを確認している（乙第一号証の二 8-80～8-84 ページ）。

ちなみに、本件原子炉においては、その設置者たる訴外四国電力株式会社で作成した伊方一号炉の運転や定期点検に関する規定によれば、原子炉の運転中に補助給水系の検査や補修作業を行う場合には必ず一系統ずつ行うこととなっており、更に作業終了後は、保守担当者と運転担当者とが合同で作業の終了状

況や弁の開閉状況等を確認することとなっているなど、保守作業のチェック管理システムが整備されているので、この点からも、TMI二号炉において起こったような補助給水系の作動失敗が起こることは考えられない。

二 TMI事故における各種の異常拡大事象について

TMI事故は、既に述べたように二次給水系の給水喪失という異常に端を発したのであるが、そこに、原子炉格納容器がECCSの起動と同時に隔離されるような設計となっていなかったことや加圧器逃し弁が一次冷却系の圧力低下に伴って閉じなかったことなどの設計の不備、設備の故障、運転操作の誤り等が右異常の拡大事象として加わって事態が大きくなったものである。

1 蒸気発生器について

(一) 蒸気発生器は、原子炉圧力容器内において発生した熱をその細管を介して二次冷却水に伝える役割を担うものである。そして、蒸気発生器において二次冷却水は蒸気となってタービンに導かれ、一方、蒸気発生器において熱を伝え終えた一次冷却水は一次冷却材ポンプによって再び原子炉圧力容器に送られる。

(二) TMI二号炉の蒸気発生器は、前述したように、貫流型過熱式蒸気発生器とも呼ばれているものであって、他の型式の蒸気発生器と比べ蒸気発生器二次側の保有水量が極めて少なく、主給水系による給水が喪失した場合には、蒸気発生器における二次冷却水の蒸発によって一次冷却系を除熱する能力は急速に低下するので、一次冷却系の圧力は急上昇し、この結果、原子炉は停止するが、この際仮に補助給水系による給水がなされないと

想定した場合には、蒸気発生器二次側の保有水は極めて短時間で蒸発して無くなるので、このような蒸気発生器を採用している原子炉においては補助給水系の迅速な作動が常に要求されるものである。

(三) ところで、本件安全審査においては、本件原子炉の蒸気発生器には二次側の保有水量が多い前述の再循環型飽和式のものが採用されることを確認している(乙第一号証の二8-50~8-52, 8-58ページ)のであって、右安全審査の内容から判断すれば、本件原子炉の蒸気発生器二次側には、運転中常に蒸気発生器一基当たり約五〇トンの二次冷却水が保有されており(これをTMI二号炉の蒸気発生器の保有水量と比較すれば、単位出力当たり約三倍となる。)、主給水系及び補助給水系による給水が喪失した場合でも原子炉停止後約三〇分間(TMI二号炉においては約二分間)は二次側の保有水の蒸発による一次冷却系からの除熱が可能であり、二次側の給水喪失による原子炉への影響はすぐには現われない(したがって、仮にTMI事故のような二次側の全給水喪失という事態を想定したとしても、本件原子炉の方がTMI二号炉よりも補助給水系を作動させる時間的余裕がはるかに大きいことにもなる。)

なお、本件安全審査においては、本件原子炉では蒸気発生器が原子炉圧力容器よりも高い位置にあるため、一次冷却水が循環しやすいことを確認しており(乙第一号証の二8-15ページ。なお、TMI二号炉は、蒸気発生器と原子炉圧力容器とがほぼ同じ高さにあるため、一次冷却水の自然循環が確保しにくいものである。)、右安全審査の内容及び前述したような補助給水系の作動の確実性が

ら判断すれば、たとえば、主給水喪失と同時に一次冷却材ポンプが停止し、一次冷却系内の一次冷却水の強制循環ができなくなったと仮定しても、一次冷却水は自然循環し、炉心の崩壊熱を確実に除去することができるのである。

2 二次冷却水の給水喪失と原子炉の停止について

(一) 加圧水型原子炉においては、主給水系による蒸気発生器への給水が喪失した場合には、二次冷却系の一次冷却系を除熱する能力は、蒸気発生器二次側の保有水量の減少に伴い低下する(したがって、その除熱能力は保有水量の多寡に応じて大きく異なる。)ので、できるだけ速やかに原子炉を停止する必要がある。

なお、前述したように、原子炉運転時の熱出力は原子炉停止後に発生する熱と比べて格段に大きいものであるから、右除熱能力が低下するような場合において原子炉停止が一秒でも遅れることは、除去すべき熱量の上において顕著な差異を生ずることとなる。

(二) TMI二号炉では、主給水系による蒸気発生器への給水が喪失した場合においても、それのみによっては原子炉は停止することなく、それによる影響が一次冷却系にまで及び一次冷却系の圧力が高くなって初めて原子炉が停止するような設計となっている。

(三) 本件安全審査においては、本件原子炉は、主給水系による蒸気発生器への給水が喪失した場合には、蒸気発生器二次側の水位が通常よりも低下しただけで原子炉は自動的に停止するような設計となっていることを確認している(乙第一号証の一 10~11ページ)のであって、右安全審査の内容及び前

述の蒸気発生器の構造から判断すれば、本件原子炉は、たとえ二次冷却系の主給水が喪失したとしても、それによって一次冷却系の圧力が異常に上昇するという事態には至らないのである。ということは、本件原子炉においては、たとえ運転中に主給水が喪失したとしても、実際には、TMI事故の場合に起こったような、加圧器逃し弁が作動して開くという事態さえ起こり難いということを意味する。

3 加圧器逃し弁について

(一) 加圧水型原子炉においては、運転時における一次冷却系内の圧力変動に対応してこれを一定に保つとともに、一次冷却材圧力バウンダリの健全性を保つため、加圧器を設け、これにより一次冷却系内の圧力を調整している。

加圧器には、上部にスプレインズル、逃し弁及び安全弁が、また底部にヒーターがそれぞれ設けられている。そして加圧器の内部は、通常その上半分が蒸気(気相)、その下半分が水(液相)の状態となっている。

一次冷却系内の圧力を上昇させる場合には、ヒーターで加圧器内の一次冷却水を加熱して蒸気を発生させることにより圧力を高くし、また、逆に圧力を下げる場合には、スプレインズルから冷水を噴出させて気相部の蒸気を凝縮させることにより圧力を下げる。更に、スプレインズルからの冷水の噴出のみによっては一次冷却系の圧力を十分低減させることができない場合には、逃し弁が開き、更に逃し弁によっても圧力を十分に低減させることができない場合には安全弁が開いて、気相部の蒸気を放出することにより圧力を低減する。

逃し弁及び安全弁の開閉すべき圧力はあらかじめ設定されており、それらの弁は、それ

ぞれの設定圧力に応じて、一次冷却系内の圧力が上昇した場合には自動的に開き、また低下した場合には自動的に閉じる。なお、逃し弁が開放固着した場合等に備えて中央制御室からの遠隔操作が可能な電動の元弁を設けている。

(二) T M I 二号炉において長時間にわたって大量の一次冷却水が加圧器逃し弁から原子炉格納容器内へ流出してしまった原因は、第一に、T M I 二号炉の加圧器逃し弁には構造が複雑な電磁式先駆弁方式（一次冷却系内の圧力があらかじめ設定された圧力にまで上昇した場合にソレノイド（電磁石の一種）に電流が流れ、ソレノイドの電磁力によって先駆弁を作動させ、これによって本弁が開く方式。）のものが使用されていて、これが故障して開放固着したことであり、第二に、T M I 二号炉の加圧器逃し弁は、その構造上、開閉の状態を直接的に検知できるようにはなっておらず、このためソレノイド電流の有無によって中央制御室の開閉表示を行っていたところ、T M I 事故においては、逃し弁の開放による加圧器の圧力低下に伴い同弁を閉じるべくソレノイドの電流が停止したが、同弁が開放状態のまま固着し、実際には閉じていなかったにもかかわらず、中央制御室にはソレノイド電流の停止に従い「閉」という誤った表示が出てしまったため、運転員が元弁を閉じるべきことに気付かなかったことである。

(三) 本件安全審査においては、本件原子炉の加圧器逃し弁には、構造が簡単で作動の信頼性が高く、かつその開閉の状態を直接的に検知し、これを中央制御室に正しく表示し得る空気作動式（一次冷却系内の圧力があらかじめ設定された圧力にまで上昇した場合に

制御用空気が送られ、この空気圧力によって弁が開く方式。）のものが使用され、更には、逃し弁が万一開放固着した場合においても電動によって閉じることのできる元弁が設けられていることを確認しているのである（乙第一号証の二 8-53~8-57ページ）。

したがって、本件原子炉においては、T M I 二号炉のように加圧器逃し弁が開放固着しそこから長時間にわたって一次冷却水が原子炉格納容器内へ流出するといった事態は起こり得ないのである。

なお、T M I 二号炉では、前述したように、加圧器逃し弁あるいは安全弁から一次冷却水が漏洩していたにもかかわらず運転を継続していたため、同弁の出口側の配管温度が既上昇していたことも逃し弁の開放固着に長時間気付かなかつた一因となったと思われるが、本件原子炉においては、機器の故障等の異常が発生した場合には早い時期に十分かつ適切な措置を講ずることとしているのであり、加圧器逃し弁あるいは安全弁からの漏洩を看過したまま運転を継続することはないのである。

4 E C C S について

(一) E C C S の主たる役割は、一次冷却材喪失事故時において、その喪失の態様に応じて炉心の冷却に必要な冷却水を注入することである。

(二) T M I 二号炉では、一次冷却系の圧力の急激な低下に伴い、一次冷却系内に気泡が生じ、加圧器水位計の指示は一次冷却系の水量を正しく示さなくなったにもかかわらず、右加圧器水位計の指示のみに基づいて、運転員が E C C S の一つである高圧注入系による冷却水注入によって一次冷却系が満水状態になったものと判断して、右高圧注入系を停止

したり、あるいはその流量を絞ったりしたため、一次冷却水が長時間にわたって大量に加圧器逃し弁から流出し続けたこととあいまって、高圧注入系としての所期の性能を発揮させることができず、燃料の破損をもたらしたものと推測されている。

(三) ところで、本件安全審査では、本件原子炉のECCSについては、その注入圧力が原子炉運転時における一次冷却系の圧力よりも低いものであるため、注入を続けて一次冷却系が満水状態になったとしても一次冷却材圧力バウンダリの健全性を損うものではないこと(乙第一号証の二 8-32~8-67ページ)、一次冷却系の圧力や温度等原子炉の状態を正確に把握するのに必要なデータが中央制御室に表示されること(同8-9ページ)及び運転員が手動によって流量を絞ることのできないようになっていないこと(同8-74ページ)を確認し、またECCSの性能については、炉心冷却の観点から見て最も厳しい一次冷却系低温側配管の破断について、その破断面積を大はギロチン破断に相当する約0.8平方メートルから小は0.05平方メートルに至るまで数種想定して解析した結果、いずれの場合においてもECCSは所定の炉心冷却機能を有することを確認している(乙第一号証9ページ及び同第五号証26~28、52~53ページ)のである。

したがって、右安全審査の内容から判断すれば、本件原子炉においては、たとえ高圧注入系が作動するような事態が生じたとしても、TMI事故のように運転員が右高圧注入系を早期に手動で停止することはなく、その流量を絞ることもできないので、ECCSが所期

の性能を発揮せずに燃料が破損したり、水素が大量に発生したりすることはないのであって、ましてや控訴人らが主張するように、炉心溶融や水素爆発に至ることはなく、また、水素による原子炉圧力容器の脆性破壊も起こることはないのである。

なお、右安全審査において確認されたECCSの性能から判断すれば、TMI二号炉において発生したような加圧器逃し弁開放固着による一次冷却水の流出の場合(TMI二号炉及び本件原子炉のように元弁を設けている原子炉においてこのような事態が発生した場合には、元弁を閉じることによって一次冷却水の流出を止めることができるので、本来一次冷却材喪失事故の範ちゅうには入らない。)又は加圧器上部の配管破断の場合(一次冷却水の流出という現象に着目すれば右加圧器逃し弁の開放固着と類似の事象である。)には、一次冷却系低温側配管の破断の場合よりも炉心の冷却の確保の観点からは十分な時間的余裕があるため、格納容器圧力高による高圧注入系の自動起動、蓄圧注入系の自動作動、充てんポンプによる一次冷却水の補充、ECCSの手動起動による補充により十分炉心の熱を除去できるので、右のような各場合においても炉心の冷却は十分確保することができるのである。

5 原子炉格納容器の隔離について

(一) 原子炉格納容器の主たる役割は、事故時において一次冷却材圧力バウンダリから漏洩した放射性物質をその内部に閉じ込めることである。

(二) TMI二号炉では、一次冷却水が一次冷却材圧力バウンダリ外に漏洩し、ECCSが作動しても原子炉格納容器は隔離されず、

その内部の圧力が高くなって初めて隔離される設計となっている。

(三) 本件安全審査においては、本件原子炉では、原子炉格納容器内の圧力が高くなった場合はもちろんのこと、ECCSの作動信号が発せられると同時に原子炉格納容器を貫通している各種配管（ECCS等の配管を除く。）の隔離弁が自動的に閉じ、原子炉格納容器が隔離されるものであることを確認している（乙第一号証の二 8-122～8-125ページ）。

したがって、本件原子炉においては、TMI二号炉のように、原子炉格納容器から大量の放射性物質が原子炉補助建屋に移送されることはないのである。

6 運転操作の誤りについて

(一) TMI事故においては、補助給水ポンプの出口側の弁を閉じたまま運転していたこと、加圧器逃し弁が開放固着しているにもかかわらず元弁を閉じる操作が遅れたこと、ECCSの一つである高圧注入系を加圧器水位計の指示のみに基づいて停止したり、注入量を絞ったりしたこと、一次冷却材ポンプを停止したこと等運転員の操作を含む原子炉の運転管理面の問題が異常の発生及び事故への拡大に大きく影響を与えたといわれている。

(二) ところで、安全審査は原子炉施設自体に着目し、それが災害防止上支障がないものであるかどうかを判断するものであり、運転員の操作を含む原子炉の運転管理に係る事項は保安規定等によって担保されるものであるが、原子炉のように複雑かつ高度な技術に係る施設の安全確保のためには、保安規定等による運転管理の担保だけでは不十分な点も生じ得るので、本件安全審査においては、運

転員の手動操作は運転員が十分余裕をもって操作し得ると認められる場合に限って認めるとの審査方針の下に原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係る安全性を審査したのである。すなわち、本件原子炉においては、

① 平常運転にあっては、異常の発生を防止するため、例えば、出力がある範囲内で急激に変化しても制御棒等の自動調整によって運転が継続できること（乙第一号証の二 8-85ページ）など、状態変化が緩やかである原子炉の起動時等を除き、自動制運転を行うことを基本として運転員の操作を極力不要とするとともに、また、例えば、原子炉を起動するに際して制御棒を急速に引き抜こうとしてもある速度の範囲内でしか引き抜けない（乙第一号証の二 10-3ページ）など、運転員の誤操作が重大な異常をもたらすおそれのあるものについては、誤操作を排除し得る設備となっていること、

② 異常が発生した場合にあっては、これが誤操作によるものか、あるいは機器の故障等によるものかにかかわらず、異常の拡大、事故への発展の防止ができるように、例えば、何らかの異常によって原子炉の出力が異常に上昇した場合には制御棒が引き抜けない（乙第一号証の二 10-4～10-5ページ）ようにしたり、あるいは前述したように、蒸気発生器二次側の水位が通常よりも低下しただけでも原子炉は自動的に停止するようにするなど、安全保護装置（インターロック、原子炉スクラム等）が設けられていること、

③ 万一事故の場合にも外部への異常な放射性物質の放出を防止するために設けられている安全防護設備（ECCS、格納容器

等)については、例えば、前述したように、ECCSの一つである高圧注入系を炉心の冷却に必要な限り運転し続けても一次冷却材圧力バウンダリが損傷しないこと及びその注入量は手動によっては絞れないことなど、第一義的には自動的に作動するようになっていること、

④ 運転員の操作が必要な場合にあっては、例えば、ECCSの手動停止をするに当っては加圧器の水位だけでなく、一次冷却系の圧力や温度等原子炉の状態を正確に把握するために必要なデータが中央制御室に表示されることなど、運転員に必要な十分な情報が提供される設備となっていること(乙第一号証の二 8-95ページ)、などを確認しているのであって、右安全審査の内容から判断すれば、本件原子炉においては前記TMI事故におけるような運転操作の誤りが起こるとは考えられない。

(1頁から続く)

すなわち、国側の釈明によって、「本件安全審査において本件原子炉の基本設計ないし基本的設計方針について確認したところから判断すれば、本件原子炉においてはTMI事故のような事象が起こらない」との主張も成立しなくなるが、右主張も撤回したものと理解してよいか、と。

同時に、住民側準備書面(3)は、被告の準備書面(2)についての追加釈明も要求し

ている。その一つは、被告の書面第四の項に書かれていて、国側によって「基本設計」とされている各事項に関するものである。国側はこれらの事項についても、スリーマイル島と伊方とは違うと主張しているものの、文意不明な箇所や、証拠力薄弱な根拠、さらには、全く証拠の提示されていない“判断”などが多く含まれていて、いかにも、とって付けたような「基本的差異」となっている。住民側準備書面は、合計8項目の事項について、国側がその主張や根拠を明確にするよう要求している。

追加釈明の第二は、国側がその準備書面(2)で、全くふれなかった原告住民側の主張についてである。すなわち、水素大量発生への恐怖、本件安全審査における災害評価の違法性、および本件安全審査委員の適格性の欠如の三点である。これらの点について準備書面は、つぎのように要求している。「各主張に対する認否が欠落しているが、このことはこれらの控訴人主張を認める趣旨か。そうでないとすれば右各主張に対し速やかに認否及び反論をされたい」と。

きたる第5回公判廷で、釈明事項に対する国側の答弁が得られるよう、原告住民側は公判の2週間前に準備書面を提出した。前回、居直り姿勢を明確にした被告国側は、住民側の厳しい問いかけに、どのように答えるのであろうか。(事務局)

13ヶ月ぶりに2号炉訴訟再開 原告全員で準備書面の作成を

代理人や代表者を設けず、33人の原告ひとりひとりが裁判所に異議を申立てる決意で

始められた伊方原発2号炉行政訴訟は、昨年9月11日の第1回公判以来、13ヶ月ぶり

に、きたる10月29日に松山地裁で第2回公判が開かれることになった。第1回公判廷で、原告住民側が、三人の担当裁判官のうち岩谷憲一裁判官の忌避を申立て、松山地裁での却下(ことし1月19日)、さらには、高松高裁の抗告棄却(4月10日)の決定を経る間、公判廷は開かれなかったのである。

さる7月からの数度にわたる裁判所との話し合いの結果、再開の日取りが決定した。すでに原告側からは訴状が、国側から答弁書が出ているが、第2回公判廷では、スリーマイル島原発事故をふまえた原告側の追及が、準備書面に基いて行われる予定。

原告らにとって、法廷の都度、準備書面を作ることは大変なので、こんごどうするか未定だが、第2回公判は、スリーマイル島事故後最初の法廷なので、国に対する告発と怨念をこめた準備書面を作成して提出する準備を原告全員総がかりで、元気いっぱい進めているとのこと。(Q)

やっぱり そうか

明るみに出た柏木判決の背景

最近発行された朝日新聞労働組合本部新聞研究委員会編集の「新研かわら版」Ⅳに、松山支局勤務の一記者の、「伊方裁判の不審な推移」と題するレポートが掲載されている。その中には、これまで、何かもやもやしたものがあると予想されていた柏木判決の背景をうかがわせるような、つぎの事実が報告されている。

—伊方原発訴訟一審判決を評して、原告弁護団は「政治的判決だ」と言った。あれから1年余り、今になって当時の松山地裁内部の

異様な雰囲気、関係者の口から語られ始めている。

松山地裁のある職員はこんな話をしてくれた。「判決後、原告を担当した陪席判事が、こんな屈辱的な思いをしたのは初めてだ、と言っていましたよ。彼は三人合議の同訴訟担当判事の中で、最も長く審理を担当し、判決文の下書きを書いた。ところが、胃薬を飲みながら書きあげた下書きを、裁判長が徹底的に朱を入れ書き直した、というんだ。あとは原告の無事故を祈るしかない、とも言っていた」

この陪席判事がどんな下書きをしたのか、知るよしもない。ただ、スリーマイル島原発事故の発生が、無事故を祈る彼をさらに苦しめたであろうことは、推測にかたくない。

(以下略) ————— (事務局)

会計報告 ('79. 8/19~7/18)

収入

会費	26,000
ニュース購読料	75,200
準備書面売上金	43,000
カンパ	50,000
コピー代金	23,000
計	217,200

支出

ニュース印刷代	28,000
郵送料	10,560
振替数料	790
コピー料金	44,000
資料費	9,900
計	93,250

差引 123,950

(借入金返済に充当)

借入金合計 92,444